



記者発表資料



## 千葉市中小企業者月次支援金の対象月（10月分）追加について ～1月分から9月分の受付再開と追加支給であわせて最大70万円の支援金～

千葉市中小企業者月次支援金の対象月に10月分を追加しますので、お知らせします。

### 1 事業概要

#### (1) 経緯

令和3年5月31日から国の支援金等の対象外となる事業者向けの支援金を受付しています。

これまでは、支援金の対象月を9月分までとしていましたが、今回新たに10月分を対象月に追加します。

#### (2) 給付対象

以下の①～⑤のすべてに該当すること。

①令和2年12月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等（個人事業主を含む）。

②国の一時支援金・月次支援金及び都道府県による営業時間短縮要請に伴う協力金の対象とならない。

③令和3年1月から令和3年10月までの間で、対象月の売上が前年同月比又は前々年同月比20%以上50%未満減少している。（1月から3月は任意の1か月で判定）。

④対象月の売上減少額が給付額以上ある。（1月から3月は合計額で判定）

⑤引き続き千葉市内で事業継続の意思がある。

#### (3) 給付額

10月分：5万円

### 2 受付期間

11月1日から12月28日まで

※同じ期間に未申請の月がある方向けに1月分から9月分の受付を再開するため、10月分とあわせて、最大10か月分（50万円）をまとめて申請できます。

### 3 申請方法

オンライン又は郵送

※感染症拡大防止の観点から、窓口での受付はありません。

※10月分を含む申請書類等は、11月1日から以下の市ホームページで公開します。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021chibashiichijishienkin.html>

### 4 その他

1月分から10月分のうち、4か月分以上受給している方に20万円を追加支給します。

※該当者に対し、個別に追加支給の申請書を送付します。

### 5 問い合わせ先

千葉市中小企業者向け支援金事務局（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）

電話 043-202-1821（平日8:30～17:30）

書類の記載の仕方や対象要件の確認など幅広い問い合わせに対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。